平成２１年（フ）第１６８号
北海道帯広市西17条南５丁目９番地36
債務者　勝沼みゆき
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１３０号
栃木県足利市今福町285番地１　フローレンスヴィレッジ10号、住民票上の住所栃木県足利市山下町1441番地１
債務者　長竹　静生
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１３１号
栃木県佐野市中町1150番地
債務者　渡辺　和男
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第２０１５号
横浜市戸塚区汲沢町1258番地　石井ハイムＢ―101号
債務者　大林　勝美
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０８２号
横浜市磯子区岡村２丁目６番６号　テラス美美101号
債務者　植木　暢子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２０９号
神奈川県大和市下和田864番地１
債務者　島立　裕子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２２３号
神奈川県綾瀬市大上８丁目19番13号
債務者　蛯子　　弘
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３１６号
横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘２丁目41番５―203号
債務者　宮下　由雄
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１３号
神奈川県座間市相模が丘１丁目36番44―103号大銀マンション
債務者　京野　雄蔵
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３３９号
神奈川県相模原市橋本１丁目13番17号　オレンジコム202号室
債務者　菅野　史章
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３５３号
神奈川県相模原市東淵野辺４丁目35番７号　クロシェット古淵504
債務者　足立　健介
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３５４号
神奈川県相模原市相武台２丁目５番25号　第１福美荘201
債務者　清水　智美
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３５５号
神奈川県相模原市津久井町鳥屋869番地７
債務者　本間　恒男
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３５６号
神奈川県相模原市津久井町鳥屋869番地７
債務者　本間紀代子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３７２号
神奈川県相模原市清新２丁目１番17号　市川ハイツ203
債務者　吉野　光城
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部